

秋田県後期高齢者医療広域連合入札参加者等選定委員会規程

平成19年2月1日

訓令第6号

(設置)

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合が発注する物品等の競争入札及び随意契約に参加しようとする者の選定に関し、適正を図るため、秋田県後期高齢者医療広域連合入札参加者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、1件の予定価格が別表に規定する契約の種類に応じた額を超える物品購入等の指名競争入札参加者の選定に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 局長
- (2) 次長
- (3) 総務課長
- (4) 業務課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、局長とする。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 競争入札及び随意契約に参加させる者の資格審査及び選定に関すること。
- (2) 秋田県後期高齢者医療広域連合入札参加者選定規程（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第5号）第10条の規定による入札参加資格の取消し及び停止に関すること。
- (3) 物品の納入及び修繕の実績
- (4) その他委員長が必要と認めたこと。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、必要の都度開催する。

2 緊急を要する場合には、回議をもって委員会の開催に代えることができる。

3 委員長は、必要に応じて、委員会に必要に応じて関係者及び識見を有する者を出席させ意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の決するところにより委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(1) 財産の買入れ	80万円
(2) 物件の借入れ	40万円
(3) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円